

令和3年度 第4回 中国四国防衛局入札監視委員会審議概要

中国四国防衛局

開催日及び場所	令和4年3月8日 広島合同庁舎4号館5階第22号共用会議室
委員	伊藤 博文 (委員長/税理士) 谷村 吉弘 (委員長代理/客員研究員) 田邊 尚 (弁護士) 上河内 正和 (不動産鑑定士) 上寺 哲也 (高専准教授)

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日
審議対象件数	中国四国防衛局管内の陸上自衛隊 15,172件

1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）

抽出件数	5件	(審議概要) 入札の状況について
一般競争	5件	
公募型指名競争	0件	
企画競争	0件	
随意契約	0件	

	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>○一般競争（1者応札） [LEDケース（フタ）ほか23件]</p> <p>○一般競争（1者応札） [LEDケース（フタ）ほか7件]</p> <p>・当該契約は、同一日の契約で同一業者が100%の落札率で契約している。分割して契約した理由及び1者応札で落札率が100%となった経緯・理由を説明してください。</p> <p>・今回要求された物品はまったく同じものだったのか。また、時期的特性がなかったのであればまとめられるものはまとめた方が経済性を追求できるのではないか。</p> <p>・今回の2件の中には、同一の物品で一つは製品指定、一つは</p>	<p>本件は、年度末の調達であり、当初要求された後に更に同じものを追加で要求する必要が生じたため、やむなく分割で入札を実施することとなった。</p> <p>同一の業者となったのは、対応できる者が当該業者しかなかったためであり、業者に対して行った市価調査の価格と入札金額が同価格であったため落札率100%になったものである。</p> <p>一部は同一物品であったが、そうでないものもある。通常は、そのように実施をしている。今回は年度末だったために発生したものである。</p> <p>使用する部署が違くと物品に関する要求性能に際が生じる。その</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>同等品可の指定がある。</p> <p>製品指定をしなければ対応できなかったのか。通常は競争の観点からも事業者の入札機会を確保するためにも同等品でも可とするべきである。なお、やむを得ず製品指定をする場合には製品指定をする特段の合理的理由が求められるところであり、要求部署にその理由を求め、合理的な理由が認められた場合にのみ認めるべきである。</p> <p>・本案件のような、特定の業者しか対応できないような物品の場合においても、入札を実施しなくてはならないのか。</p> <p>・入札をすることが適切とは思えないところもあるが、それを踏まえても必ず入札を実施しなくてはならないのか。</p> <p>・製品指定をするのであれば、入札を実施する意味がなくなる可能性が高いように思われる。入札とその物品との兼ね合いが必要なのではないか。</p> <p>○一般競争（複数者応札） [[充電式] ドライバードリル セットほか3件]</p> <p>・6者の入札がありながら、落札率が99.77%となっている。その理由及び予定価格の算出方法と、入札の状況を説明してください。</p>	<p>部署においては製品指定をしなければ対応できなかったものと認識している。</p> <p>要求金額的に入札を実施すべき金額であったため入札を実施している。また、必ずしもその業者以外で同等品として認められるものがないとは限らないため、入札を実施する意味はあるものとする。</p> <p>必ずしも入札を実施しなくてはならないわけではない。入札を実施する必要がない、あるいは特定の業者しか対応できないことが明白な場合などは、調達審査会を開催して随意契約をすることもありうる。</p> <p>必ずしも業者が一社しかいないとは限らないが、物品に応じて入札すべきかどうかについては、しっかりと判断をしていきたいと思う。</p> <p>品目毎総額の入札で、今回の業者は101品目中4品目のみ落札した。同社の市価調査価格を予定価格として採用したため、応札価格と大きな差がなかったことにより高落札率となった。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・本入札案件は品目毎総額入札ということだが、品目毎総額とする基準はあるのか。</p> <p>○随意契約 [中継所電気料]</p> <p>○随意契約 [電気料]</p> <p>・1者応札分や競争契約分における電気使用料金は、落札率が75%～95%であることに對し、本件を随意契約とした理由及び落札率が100%となった経緯・理由を説明してください。</p> <p>・これらの電気使用料を一括して契約することは出来ないのでしょうか。</p> <p>・契約業者は、入札において高圧電力には参加をしているが、低圧電力には参加をしないのか。</p> <p>・高圧電力と低圧電力を併せて契約することは出来ないのか。</p> <p>・高圧電力と低圧電力ではその内容はそんなに違うものなのか。</p>	<p>年度末の時期的な特性もあり、業者の得手不得手を考慮し、参加できる物品だけ参加をする品目別総額入札を採用した。特に基準はない。</p> <p>高圧電力は競争入札で契約を実施している。今回の随意契約分は低圧電力が該当する。金額的にも少額随意契約の範囲内であり随意契約とすることとした。</p> <p>落札率が100%となった理由としては、契約業者が公表している単価を予定価格として採用し、契約業者がその金額そのままで見積りを提出したため落札率100%となった。</p> <p>電気の需給形態が違うため困難である。</p> <p>低圧電力においても一度入札を実施したが、参加を表明する業者がなく不調となった。事後当該業者に聞取りを実施したが、入札参加については考えていない旨の回答もあり、やむを得ず随意契約を実施した。</p> <p>入札に参加しないことから困難であると思われる。</p> <p>提供される電気の内容や担当者なども違うため、同一にすることは難しいものと思われる。(高圧電力のように事業所ごとに管理をするのではなく、低圧電力のように電気のメーターを担当者が読み取って請求するような、まったく形式が違う内容であるため)</p>

2. 談合疑義案件の処理状況について			
談合疑義件数	0件	(審議概要) なし。	
工事	談合情報		0件
	点検結果疑義		0件
業務	談合情報		0件
	点検結果疑義	0件	
	意見・質問	回 答	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	なし。	なし。	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし。		

3. 入札結果の事後的・分析結果について		
審議概要	なし	
	意見・質問	回 答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	なし。	なし。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし。	

4. 再苦情処理（再説明請求回数）					
再苦情申立件数 （再説明請求件数）		総件数	0 件	（備考） なし。	
建設 工事	一般競争（政府調達協定対象外）		0 件		
	公募型指名競争		0 件		
	指名競争		0 件		
	随意契約		0 件		
建設コンサルタント業務等			0 件		
再苦情申立概要 （再説明請求概要）		申立日	件名	契約方式	内容等
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等		意見・質問		回答	
		なし		なし	
○委員会による 意見の具申 又は 勧告の内容		なし			